



気まぐれ通信 2022/11

社会福祉・医療の公益性・非営利性の観点から、経営主体のガバナンスの強化、透明性向上等の制度の見直しが行われ、説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方がさらに求められております。本通信では、これら社会福祉法人・医療法人の制度改革その他経営関連のトピックスをご紹介します。 監査法人ユウワット会計社

社会福祉連携推進法人の認定等について

同じ目的意識を持つ社会福祉法人等が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる社会福祉連携推進法人(以下「連携推進法人」と言います。)の制度は本年4月1日から施行されましたが、10月13日までに全国で4法人が認定されたことを厚生労働省が10月17日の社会保障審議会介護保険部会で明らかにしました。具体的には、第1号は5月10日に京都府の連携推進法人「リガーレ」、以下6月17日に大阪府の連携推進法人「リズムウェル」、8月1日に兵庫県の連携推進法人「日の出医療福祉グループ」、そして10月13日に千葉県の連携推進法人「光る福祉」が認定されました。この他にも、災害緊急時等における相互支援協定を既に結んでいる法人グループが、連携推進法人の設立を検討しているという話も聞きます。

なお連携推進法人の情報の公表については、「社会福祉連携推進法人の認定等について」(令和3年11月12日付け社援発1112第1号厚生労働省社会・援護局長通知)の別添「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」(以下「認定・運営基準」と言います。)第4の11(2)において、インターネットの利用により行うこととされていますが、今般「社会福祉連携推進法人の情報の公表等について」(令和4年10月18日付け社援発1018第4号厚生労働省社会・援護局長通知)が発出されました。この局長通知の概要としては、(1)公表の方法は原則として福祉医療機構(WAM)が構築する「電子開示システム」とする、(2)電子開示システムで公表する事項は①計算関係書類、②法人現況報告書(法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。)、③社会福祉連携推進方針、としたうえで、(3)現況報告書の様式について決めました。

また同日付で、社会福祉法人が届け出る現況報告書の様式を定めた「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」の一部改正も行われました。改正の概要としては、現況報告書の16として「社員とし

て所属する社会福祉連携推進法人の名称」の欄が設けられたことで、法人が社会福祉連携推進法人の社員である場合には、法第133条の規定に基づいて、所属する社会福祉連携推進法人の社員である旨の明示として、当該欄にその社会福祉連携推進法人の名称を記載することとされました。加えて「社会福祉充実残額算定シート」の別添「財産目録」の勘定科目が連携推進法人に対応する現行の様式に改定されました。その他、「平成」と表記されていた部分について「元号」とするなど、令和への対応を行いました。

連携推進法人が行う事業としては、①地域福祉支援業務、②災害時支援業務、③経営支援業務、④貸付業務、⑤人材確保等業務、⑥物資等供給業務、の全部または一部とされており、連携推進法人が実際にどの事業を行うかによって社員たる社会福祉法人等の関与の度合いや位置関係等も異なりますが、それぞれの特性を生かして経営の効率化や補完を目指すことは必要な対策と考えられます。また厚生労働省のみならず財務省の財政制度審議会等でも注目されていることから、国の政策としても、経営効率の一環として今後ますます推進が図られるものと思われま

◎ 社会福祉連携推進法人の情報の公表等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001002573.pdf>

◎ 社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001002528.pdf>

「気まぐれ通信」のアーカイブをご覧になりたい方、社会福祉法人・医療法人の経営・法律・会計等に関するご質問がお有りの方は、是非、弊監査法人の下記HPを通じてお問い合わせをお願い致します。ありがとうございました。

<https://iuvet.jp>

監査法人ユウワット会計社

